

5年間限定（令和5年度から令和10年度まで）

「税金が上がるから空き家を壊せない」方へ

空き家解体・除却に係る固定資産税等（都市計画税を含む。）の減免制度について

町は、危険空き家等※1を町の補助制度を利用して解体・除却した場合、その敷地となっていた土地に係る固定資産税等（都市計画税を含む。）を減免する制度を設けました。

周辺にお住まいの方々に迷惑をかける前に、是非、所有されている空き家の解体・除却をご検討ください。

【制度概要】

○ 住宅用の土地は、「住宅用地特例」が適用され、税額が低く抑えられており、住宅を解体・除却するとこの特例は適用されなくなります。

本制度は、町の定める要件を満たした場合、特例を適用せず算定した固定資産税額等の額から特例を適用させ算定した固定資産税等の額を差し引いて得られた差額分を減免するものです。

◆減免額 本来の税額から住宅用地特例が適用されるものとみなし算出した税額との差額

◆減免期間 3年間（※減免申請は年度ごとに手続きが必要です。）

【対象要件】

◆対象空き家 危険空き家等※1

◆対象土地（①～③の全てに該当すること。）

①令和5年4月1日～令和10年3月31日の間、危険空き家等を解体・除却した土地

②危険空き家の解体・除却の際、町の補助（町危険空き家等解体費補助金）を利用したもの

③危険空き家の解体・除却後、当分の間、保全管理される土地

◆対象者（申請者）

①危険空き家等と跡地の所有者が同じ個人（法人は対象外。）

②解体・除却した人と課税される人が同一の個人（所有者等に変更のないこと。）

③町税等（国民健康保険税を含む。）を滞納していないこと。

④暴力団員等若しくは暴力団経営支配法人等と密接な関係を有していないこと。※2

※1 町から、「空家等対策の推進に関する特別措置法」第14条第1項に規定する助言又は指導を受けている同法第2条第2項に規定する特定空家等又は、愛川町特定空家等の認定基準において愛川町特定空家等判定委員会の審議を経ずに特定空家等として認定が可能な居住用家屋をいう。

※2 愛川町暴力団排除条例（平成23年愛川町条例第16号）第2条第4号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と密接な関係を有していないこと。

○「手続きの流れ」は裏面をご覧ください。

○ 手続きの流れ

危険空き家等の解体・除却（実績報告後）

（「愛川町危険空き家等解体費補助金」の交付確定を受けている必要があります。）

危険空き家等の解体・除却（完了）

1月1日（賦課期日）

5月 固定資産税等の納税通知が届きます。

減免申請手続き

固定資産税等の第1期納期までに町税務課資産税班に次の書類を提出。

- ①解体・除却した危険空き家等と減免を受けようとする土地の明細書
- ②愛川町危険空き家等解体費補助金交付確定通知書（第6号様式）
（愛川町危険空き家等解体費補助金交付要綱：第12条）
- ③その他、町長が必要と認めた書類

減免手続き完了

※ 減免申請手続きは年度ごと（3年間）手続きが必要です。

【愛川町危険空き家等解体費補助金に関する窓口】

愛川町役場 環境経済部環境課環境対策班 電話 046-285-6947

【固定資産税等の減免に関する窓口】

愛川町役場 財務部税務課資産税班 電話 046-285-6916